別紙

## 冊

特定教育・保育施設の利用定員変更時の都道府県への協議

通番4一①

噩

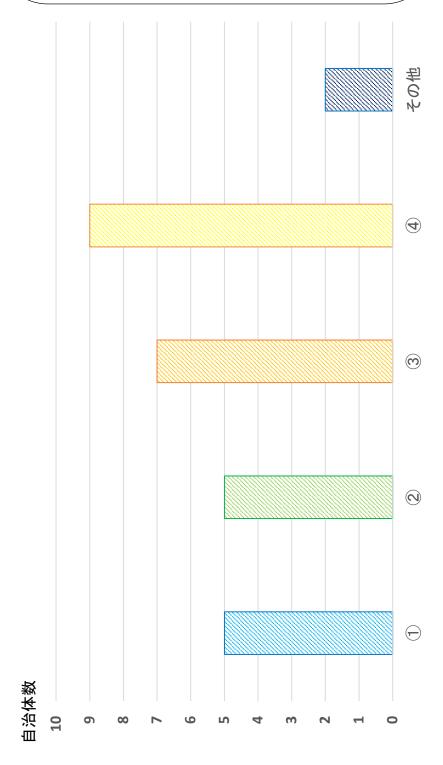
〇利用定員設定・変更に係る市町村からの協議件数

		∢	В	O	۵	Ш	L	G	I	I	7
	施設数	516	138	450	300	138	127	46	50	37	16
87 H	協議件数 516	÷	29	450	51	138	36	11	19	19	5
-	施設数	120	57	480	326	11	10	31	36	2	12
67 L	協議件数	120	6	480	95	11	10	6	15	2	7

〇協議にかかる事務量(時間)

	<b>V</b>	В	ပ	D	E	L	G	н	I	ſ	平均
(a)処理時間/1施設 0.5 0.5 1	0.5	0.5		0.25 1 0.75 0.15 0.5 1 0.28 <b>0.59</b>	$\leftarrow$	0.75	0.15	0.5	₩	0.28	0.59

# 問3. 協議に係る審査内容



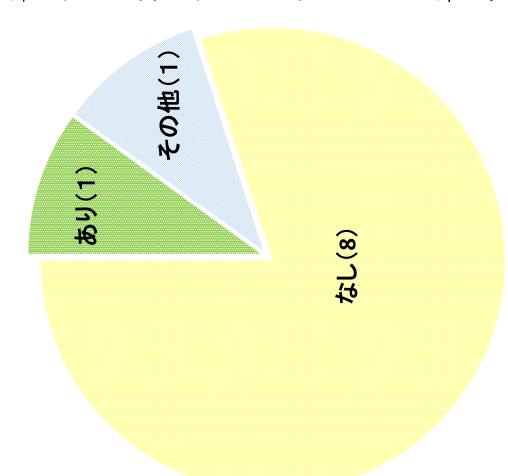
### その他(具体的記述)

- ・年齢階層ごとに適切な定員となって いるか(1~2歳の定員が0歳の定 員を下回っていないか等)
- ・過去及び現在の実員に照らして適切な定員となっているか(定員を変更するでいるか(定員を変更する際、実員が定員を上回っていないか等)
- ・3号から2号若しく1号への在園保障が担保される範囲の変更となっているか。
- ・供給過剰状態での利用定員の増員若しくは供給不足状態での利用定員の減少など、どのような理由あるかを確認

### 〇審查項目

- ①都道府県子ども・子育て支援事業計画に照らし、当該増加(減少)によって、当該施設の所在する都道府県設定区域の教 育・保育の提供体制の供給超過(又は当該区域の教育・保育の量の需要超過)とならないか。
  - 施設の所在する市町村設定区域の教育・保育の提供体制の供給超過(又は当該区域の教育・保育の量の需要超過)とな ②当該協議に係る施設の所在する市町村の市町村子ども・子育て支援事業計画に照らし、当該増加(減少)によって、 らないか。
    - ③(定員を減少させる場合のみ)現に利用している小学校就学前子どもに対する適切な措置がなされているか。
- 排 4部可定員と整合性がとれているか。(利用定員と認可定員が合致しているか/認可定員と大幅に乖離していないか

# 問4. 意見出しの実績の有無



### 〇ありの場合の意見

・定員増とするものの入所児童が利用定員を超過しているため。

(定員増とするものの、なお入所児童が利用定員を超過するため、今後も超過の状況が続く場合は、施設側と市町村との間で見直しの協議が必要との意見を付した。)

一時的な理由により定員減としているため。(定員減を行う事情が解消された後には、地域の保育事情を考慮し、施設側と市町村との間で定員の引き上げなどの協議が必要との意見を付した。)

#### 〇かの街

・正式な回答として意見を述べたことはないが、事前調整において、認可定員との整合性や実員の状況と照らして再検討を依頼し、修正や協議の取下げが行われたケースがある。

# 問5. 本提案に対する考え

本提案に対する考え	自治体数
金のは、一つのでは、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般に	0
②市町村から都道府県への「協議」は不要だが、市町村から都道府県への「届出」は必要	10

